

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社高橋工務店（以下「当社」といいます。）が「TKG indoor golf」の名称で運営するインドアゴルフ練習場（以下「クラブ」といいます。）およびそれに関連・派生するサービスの利用に関して適用されるものとします。

第2条（会員制度）

- 1 クラブは会員制とします。
- 2 クラブに入会しようとするときは、本規約その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込書等（Web 上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。）を提出しなければなりません。
- 3 前項の入会申込書等を提出し、クラブが会員として適切と判断した申込者は利用契約等の諸契約を締結することによりクラブへの入会が認められクラブの諸施設を利用することができます。
- 4 会員は、本規約、利用するクラブが入居する施設内の諸規則その他クラブが定める規則を全て遵守しなければなりません。
- 5 18歳以下（高校生以下）の未成年者が入会を希望する場合は、当クラブ指定の会員であるその保護者が連署の上入会手続きを行うものとします。この場合、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者はクラブの会員になることはできません。

- 1 本規約および利用するクラブの諸規則を遵守できない者
- 2 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- 3 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と当クラブが判断した者
- 4 医師等により運動を禁じられている者。
- 5 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 6 未成年で当クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- 7 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- 8 公序良俗に反する行為が認められる者
- 9 その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第4条（クラブ会費等）

- 1 会員はクラブ会費およびその他当社が定める費用（以下「月会費等」といいます。）を当社所定の方法で支払うものとします。
- 2 月会員はクラブ会費の当月分を当月中に支払うものとします。但し、入会時の初回支払

時期については別途定めます。

3 その他料金はその都度支払うものとします。

4 月会員は実際のクラブ利用の有無にかかわらず、当社が定める月会費等を全額支払う義務があります。また、支払済みの会費等は本規約の定めがある場合を除き返還されません。

5 当社は月会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。

6 月会員は月会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合で計算される延滞利息を会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければなりません。その際の必要な振込手数料等の費用は、当該月会員の負担とします。

7 ライト会員及びレギュラー会員の者で TWOVISION PLUS のキャンセル可能時間内にキャンセルがなく、予約時間内にチェックインが行われない場合は無断キャンセル扱いとなり、別途クラブが定めるキャンセル料を支払うものとします。

8 プランを契約する者に対して、クラブの利用状況により打席の連続使用を制限する場合があります。

第5条（月会員プランの変更）

月会員は月会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月までに当社所定の手続きを行うものとしその場合翌月初日よりプランが変更となります。

特別な理由がない限り合理的な範囲で対応させていただきます。

第6条（予約システム）

1 クラブは会員に対しアプリケーションその他クラブ利用のために必要なシステム（以下「アプリ」といいます。）の使用を許諾します。

2 会員がクラブに立ち入る際には、当該会員に許諾されたセアプリを使用するものとし会員本人がアプリを使用できない場合はクラブに立ち入ることはできません。

3 アプリは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき他の者が使用することはできません。

4 スマートフォン及びタブレットの無い会員は別途会員カードの発行を行います。

5 4において会員カードの紛失、盗難、または破損が生じた場合には会員は速やかに当社にその旨を届け、具体的な状況を説明しなければなりません。この場合当社が相当と認めたとき会員は会員カードの再発行を受けることができます。

第7条（会員以外のクラブの利用）

1 クラブはホームページに記載する会員プランの内容に応じて、会員が同伴することを条件に1回につき1名から3名を限度として会員以外の者にクラブ利用を認めます。なお、

当社が個別に定める法人会員・プレミアム会員等のプランにおいては、上記と異なる取扱いがされる場合があります。

2 会員以外の者のクラブ利用については、当該利用の基となるプランの会員が責任をもって、これら会員以外の者に対し、本規約その他規則を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。

3 第1項またはクラブが別途許諾した場合のほかは、会員以外の者はクラブを利用できません。

第8条（遵守事項）

会員は、本規約に別途定める事項のほか次の各号の事項を遵守しなければなりません。

1 クラブの利用にあたってはクラブに掲示されたルール慣習上のルールクラブの説明および指示に従うこと

2 クラブまたはその施設・敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動をしないこと

3 同業または競業を目的としたクラブの利用をしないこと

4 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をクラブまたはその施設・敷地内へ持ち込まないこと

5 正当な理由なく他者の所持品に触れないこと

6 クラブの利用を認められていない者を同伴させないこと

7 他のクラブ利用者やスタッフを畏怖させる言動、暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為をしないこと

8 他のクラブ利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと

9 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと

10 動物（あらかじめ許諾された介助犬は除く。）を館内に持ち込まないこと

11 他のクラブ利用者のクラブ利用を妨げる行為をしないこと

12 クラブの秩序を乱しまたはその名誉信用もしくは品位を傷付ける言動をしないこと

13 クラブ内での喫煙

14 ゴルフブース内において以下の行為は禁止されます。

①打席以外、打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。

②プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。

③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。

④クラブ備付のボール以外を使用すること。

⑤当クラブのボール及び備品の持ち出し。

⑥その他注意事項・打席利用のエチケット及びマナーを守ること・前後の打席に十分注意

すること ・ボール収集やボールを置いたりする際は、前後打席の人に注意すること ・打席の利用が終わったら速やかに移動を行うこと

第9条（入館の禁止、退場）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

- (1) 本規約および各クラブの諸規則に違反した者
- (2) 第3条に定める入会資格を欠いていた者、または入会後に欠くこととなった者
- (3) クラブにおいて、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者。但し、健康増進目的等で医師の指示がある者は除く。
- (4) クラブにおいて、著しく不潔な身体または服装により他の会員等の第三者が不快に感じると判断された者
- (5) クラブの承諾なくセキュリティキーを使用せずに入館した者
- (6) 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した者
- (7) 会費等を滞納した者
- (8) 上記のほか、当社において、入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断された者

2 クラブへの入館禁止中の会員は、当該禁止期間中であっても、会費等の支払義務を免れません。

第10条（退会）

1 会員は当社所定の手続きを行った上で希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力を行い、当社の受領確認をもって退会となります。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。但し、諸事情によりやむを得ないと判断できる場合はこの限りではありません。

2 退会手続は、退会を希望する月の10日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。

3 本条の退会手続が完了しない間は、クラブの利用がない場合でも通常の会費等が発生します。

4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければなりません。

5 会費等は、退会が月の途中でであっても当該月分を全額支払わなければなりません。

第11条（届出等）

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手続

きをもって変更の届け出をしなければなりません。

2 当社又はクラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等の場合でも、当社は発送後の責を負いません。

第12条（退会処分）

1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させること（以下「退会処分」といいます。）ができます。

（1）本規約（第8条を含み、これに限られない。）および諸規則を遵守しないとき

（2）クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じうると判断されたとき

（3）第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき（入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。）

（4）会費等を1か月分以上滞納したとき

（5）その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき

2 退会処分となった月会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。

3 退会処分となった月会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。

4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

第13条（資格喪失）

1 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。

（1）退会または退会処分

（2）死亡または法人の解散

（3）クラブが閉鎖されたとき

2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上精算するものとします。

第14条（会員資格の譲渡禁止等）

クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第15条（営業日および営業時間）

クラブの営業日は不定休とし、営業時間は 8：00～23：00 とします。但し、店舗のメンテナンス作業や気象災害等の理由により事前告知なく変更する場合があります。

第 16 条（クラブ施設の利用制限）

1 当社は次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも別に定める場合を除き会員の会費等の支払義務に変更はありません。

（1）気象・災害等の影響が及ぶと判断し営業が困難と認めたとき

（2）施設、設備の点検、補修または改修をするとき

（3）法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき

（4）その他当社が休業を必要と認めるとき

2 前項の場合、事前にその旨をクラブまたはクラブのホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 17 条（クラブ施設の閉鎖・変更）

1 当社は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部を閉鎖もしくは変更することがあります。

（1）気象・災害等により営業不能と認めたとき

（2）法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他クラブの経営上やむを得ない事由が発生したとき

2 クラブ施設の閉鎖・変更の場合でも、当社が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、当社は会員に対し特別の補償は行いません。

第 18 条（賠償責任）

1 クラブまたはその施設・敷地内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、当社はその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2 会員および本規約上クラブ利用を許諾された者は、自己の責に帰すべき事由により当社及びクラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

3 会員は、同伴者の責に帰すべき事由により発生した損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第 19 条 【その他禁止事項】

1 会員は、クラブが提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならないものとします。

2 クラブは、会員がクラブを利用するにあたり会員の次の行為を禁止します。

- (1) 他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (2) 前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
- (4) 同一人物が複数の ID を作成し本サービスを利用する行為

第20条（通知予告）

本規約クラブに関する通知または予告は、クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

第23条（本規約その他の諸規則の改定）

- 1 当社は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。
- 2 当社は、自己が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。
- 3 前2項により改定された事項については、特段の定めがある場合を除き、改定日から全ての会員に適用されます。

第24条（管轄裁判所）

本規約またはクラブ利用に関して会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、松山地方裁判所（西条支部）を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。